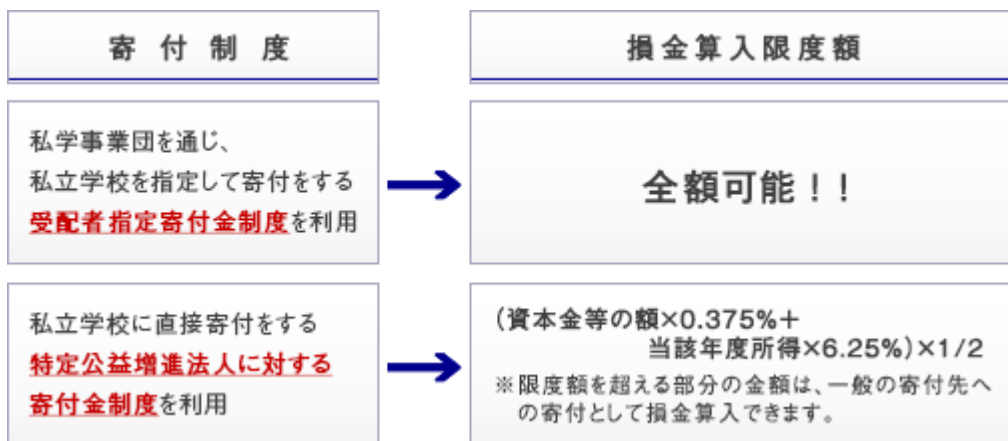


法人様からのご寄付につきましては、法人税法第37条第4項第2号及び3号に基づき、当該事業年度の損金に算入することができます。損金算入のためには

「受配者指定寄付金」と「特定公益増進法人に対する寄付金」の2つの方法のうち、お申込みの際にどちらかをご指定いただくことになります。

<参考> 国税庁ホームページ「特定公益増進法人に対する寄付金」

<http://www.nta.go.jp/taxanswer/hojin/5283.htm>



1. 受配者指定寄付金（寄付金の全額を損金に算入できる）

寄付金の全額を寄付した事業年度の損金にすることができます。この税法上の優遇措置を受けるためには日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」という）宛に申込手続をする必要がありますが、事業団への諸手続きは学校法人東邦大学で行います。なお、損金参入手続きには、事業団発行の「寄付金受領書」が必要となります。事業団発行の「寄付金受領書」が学校法人東邦大学を經由してお手元に届くまで、ご入金から約2か月程度を要しますので、あらかじめご了承ください。

損金の算入日は事業団が寄付金を受理した日となりますのでご注意ください。

寄付から受領書の発行までの流れ

寄付者	学校法人東邦大学	日本私立学校振興・共済事業団
○寄付申込書の送付 ○寄付金の振込	○寄付申込書の受理 ○寄付金の取りまとめ	○寄付申込書の受理 ○寄付金の受理
○預り書受理 ○寄付金受領書受理	○預り書の発行・送付 ○寄付金受領書の受理・送付	○寄付金受領書の発行

寄付金受領書の受理は、ご入金確認後約1か月半～2か月程度（事業団から交付され次第）。このため、学校からは預り書をお送りします。

2. 特定公益増進法人に対する寄付金（寄付金の一定の限度額まで損金に算入できる）

一般寄付金の損金算入限度額とは別枠で損金として算入できます。ご寄付が、法人の損金枠内でまかなえる場合には、比較的短時間で事務処理が可能となるこの方法がご利用になれます。この寄付金による損金算入は、学校法人東邦大学発行の領収書と文部科学省の「特定公益増進法人であることの証明書(写)」によって手続きをすることができます。

寄付者	学校法人東邦大学
○寄付申込書の送付 ○寄付金の払込	○寄付申込書の受理 ○寄付金の受理
○領収書受理 ○ ○寄付金領収書・特定公益増進証明書(写) ・ 税額控除に係る証明書(写)受理	○領収書の送付 ○ ○寄付金領収書・特定公益増進証明書(写) ・ 税額控除に係る証明書(写)の送付

[損金算入限度額の計算方法]

$$\text{損金算入限度額} = ((a)\text{資本基準額} + (b)\text{所得基準額}) \times 1/2$$

$$(a) \text{ 資本基準額} = \text{資本金額} (\text{期末資本金額} + \text{期末資本積立金額}) \times \text{事業年度月数} \div 12 \text{ 月} \times 3.75/1,000$$

$$(b) \text{ 所得基準額} = \text{当期所得金額} \times 6.25/100$$